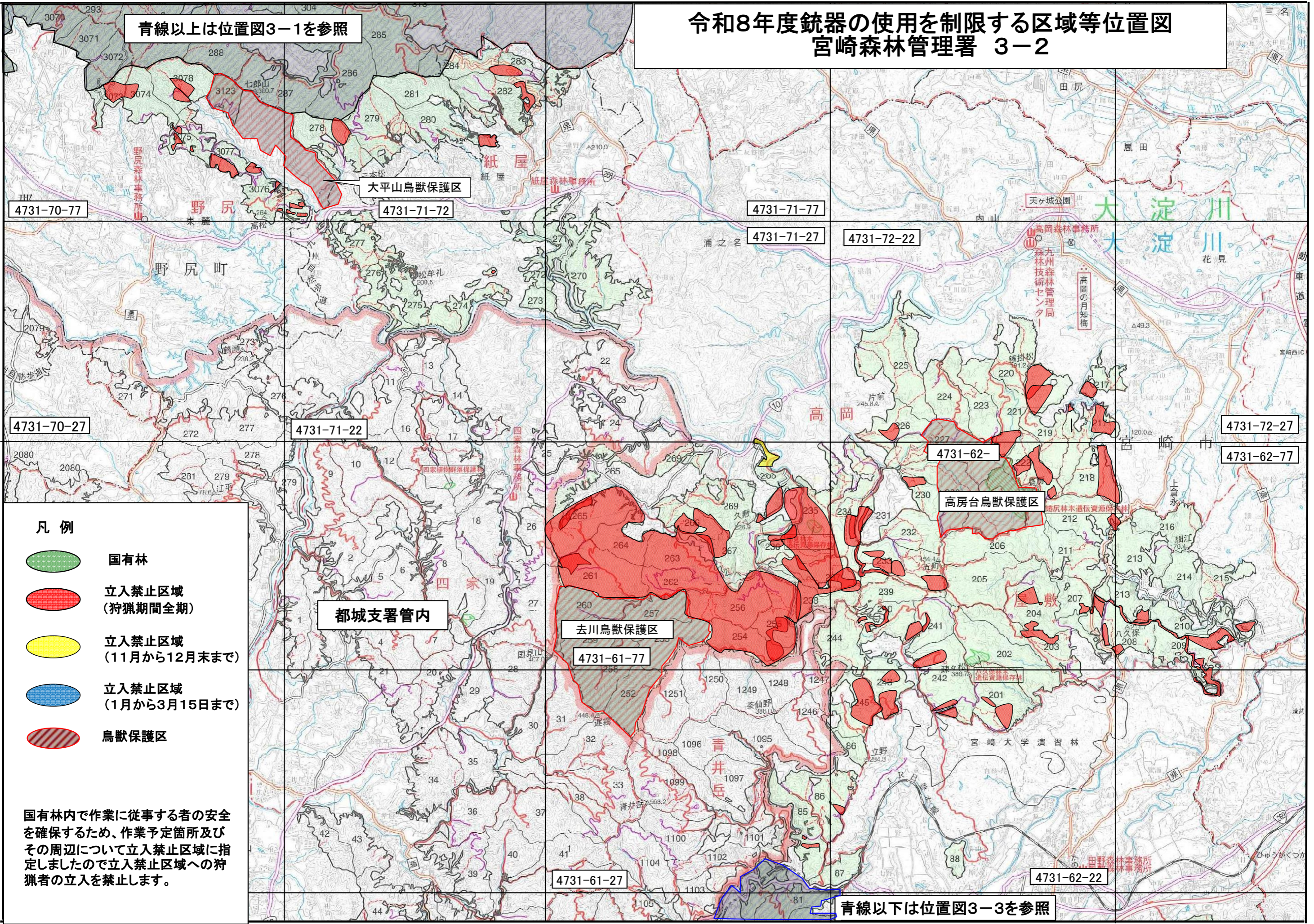


# 令和8年度銃器の使用を制限する区域等位置図 宮崎森林管理署 3-2

青線以上は位置図3-1を参照



- 凡例**
-  国有林
  -  立入禁止区域 (狩猟期間全期)
  -  立入禁止区域 (11月から12月末まで)
  -  立入禁止区域 (1月から3月15日まで)
  -  鳥獣保護区

国有林内で作業に従事する者の安全を確保するため、作業予定箇所及びその周辺について立入禁止区域に指定しましたので立入禁止区域への狩猟者の立入を禁止します。

青線以下は位置図3-3を参照